

令和2年6月29日

京都市東部文化会館

新型コロナウイルス感染拡大防止のための 施設利用ガイドライン (創造活動室)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、ご利用の際は、次のことを必ずお守りいただきますようお願いいたします。

なお、本ガイドラインは感染状況や府・市などの方針に準じ、変更が生じる場合があります。

●施設の人数制限・使用制限

- (1) 創造活動室の利用人数は、**80名**(通常定員数の半分)までとします。
- (2) 人と人との間隔は、最小1m(できるだけ2mを目安に)空けてください。
- (3) 大声での発声や歌唱、管楽器の演奏の際は、十分な距離を確保してください。
- (4) ステージ等を設ける場合は、客席との間隔は2m以上空け、座席の間隔は最小1m(できるだけ2mを目安に)空けてください。
- (5) 密な状況が発生しないよう、仕込み・リハーサル・撤去及び休憩時間は、余裕を持った時間設定としてください。
- (6) 定期的に休憩時間を設け、扉を開放するなどの換気をお願いします。

●主催者・関係者および入場者の健康管理

- (1) 37.5℃以上の発熱がある場合や、次の症状がある方は入館しないよう対応をお願いします。
咳、呼吸困難、全身のだるさ、のどの痛み、鼻水・鼻づまり、味覚・嗅覚障害、
目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐
- (2) 表現上困難な場合を除き、マスクの着用をお願いします。
- (3) こまめな手洗い又は手指の消毒をお願いします。
- (4) 入場者、演者及び関係者等の氏名及び緊急連絡先が分かる名簿を作成してください。